



(4) 入場及び退場

- ・ 利用開始の際に責任者もしくは代表者が、必ず受付にて領収書（受取書）を提示し、利用開始する旨を報告してください。
- ・ 利用終了の際に責任者もしくは代表者が、必ず受付にて利用簿に必要事項を記入し、退場してください。

(5) キャンセルについて

利用日の15日前まで受け付けます。14日前以降のキャンセルは、利用の有無に関わらず料金の支払い義務が発生しますので、ご注意ください。ただし、利用日の15日前であっても一度納入された料金は返金できませんのでご注意ください。

(6) 次年度の利用について

「大規模な大会なのでどうしても会場を押さえたい。」

「年間を通して教室を開催したい。」

などをご希望の利用者の方は、「年間利用調整」に参加することが可能です。詳細は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

5. 利用上の注意事項

- (1) 高校生等以下の方の弓道競技利用時、原則として監督または顧問、指導者、弓道経験のある保護者の付き添いが必要となります。
- (2) 貴重品の管理は、利用者の責任において行ってください。盗難等のトラブルに関しては一切の責任を負いかねます。
- (3) 施設内は禁煙となりますので、所定の場所で喫煙してください。
- (4) 利用に必要な備品、器具等の準備、片付けは利用時間内に行ってください。また、破損や紛失をした場合は直ちに施設職員に申し出てその指示に従ってください。利用者の方にご負担いただく場合があります。
- (5) 大会等の貸切利用終了後は、責任者もしくは代表者は施設職員と利用した場所の事後確認にご協力をお願いします。
- (6) 道場内は水分補給以外の飲食を禁止とします。
- (7) 競技に適した室内用シューズ、又は素足での利用をお願いします。
- (8) 個人利用が重複した場合は譲り合って利用してください。遠的弓道場は射場の他武道等の利用は可能ですが、弓道利用優先となりますので、予めご了承ください。
- (9) 小学生以下の利用は保護者同伴での利用となります。
- (10) 許可なく施設内において寄付金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないでください。
- (11) 許可なく広告物などの掲示や展示又は張り紙、釘打ちなどをしないでください。
- (12) 施設内の秩序又は風俗を乱す恐れがあると認められる方は入場できません。
- (13) 悪天候の場合は、安全を考慮し利用を中止（中断）いただく事もあります。また、暴風警報及び暴風特別警報が予想される場合は、予め利用を休止させていただきます。
- (14) その他、施設職員の指示に従ってください。

その他、気になる点は遠慮なくお問い合わせください。

お問い合わせ

宮城県第二総合運動場 〒982-0843 仙台市太白区根岸町15-1

TEL 022-249-1216 FAX 022-246-7736